



カヌー等に標識をつけましょう！

石垣海上保安部では独自の取り組みとして、カヌー等の
識別標識の配布及び識別番号の管理を行っております。

無人状態で漂流するカヌー等が発見された際、海難事故か流出かを適切に判断し、迅速な捜索活動を実施したり、回収した際、所有者への返還が可能となります。



(例)

I - 118

縦3cm×横約9cm 反射ステッカー

- ▶ 無人状態で発見された際、救助機関(警察・消防・海保等)が事故か流出かを速やかに判断できます。
- ▶ 海難事故の場合、迅速に捜索活動が実施されます。
- ▶ 流出したものが発見回収された場合、所有者へ戻ります。
(流出させてしまった場合には当部交通課へご一報ください。)

※標識の配布は初回のみとなります。

※剥がれによる紛失や劣化・汚損等で識別番号の判別が困難になった場合には、ご自身で類似のものを作成いただくか、直接油性ペンで識別番号を書き込む等で対応をお願いいたします。

標識をご希望の方は、申請様式に必要事項を記入のうえ、メール送付(jcg11-isigaki-8b3p@ki.milt.go.jp)または石垣海上保安部交通課へ直接ご提出ください。

申請様式は[こちら](#)からダウンロードできます。

カヌーのほか、SUPボードにも配布しております。
ぜひご利用ください！

お問い合わせは 交通課 航行安全係 まで！

0980-82-4842

